

大阪女学院短期大学教職課程履修規則

第1条 この規則は、大阪女学院短期大学（以下「本学」という）学則第28条に定めるところにより、教員免許状（以下「免許状」という。）を取得するための履修方法について定める。

第2条 本学において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

英語科

免許状の種類

免許教科

中学校教諭二種免許状

英語

第3条 免許状を取得するための所要資格及び、本学で定める修得単位数等は次のとおりである。

基礎資格	短期大学士の学位を有すること
------	----------------

免許取得に係る最低修得単位数

	免許法で定める単位数	本学で定める単位数
免許状の種類	中学校 教諭二種	中学校 教諭二種
免許法で規定する科目		
教科及び教科の指導法に関する科目	12	24
教育の基礎的理解に関する科目等	19	27
※大学が独自に設定する科目	4	4

免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作
---------------------	--

※ 免許取得のために法令で定められた最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数を「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

第4条 履修方法については次のとおりとする。

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

科目区分	施行規則に定める科目区分等	本学授業科目	単位	必修	選択	開講形式	配当年次	備考		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	英語学	2	○		半期	2		
			Phonetics 1	2	○		半期	1		
			Phonetics 2	2	○		半期	1		
			言語と文化	2		○	半期	2		
			心理言語学	2		○	半期	2		
		英語文学	英語文学 1	2	○		半期	2		
			英語文学 2	2	○		半期	2		
		英語コミュニケーション	Integrated Reading 1	4		○	半期	1	いずれかの科目を4単位選択必修する	
			Integrated Reading 2	4		○	半期	1		
			Integrated Discussion 2	2	○		半期	1		
			Integrated Writing 1	2		○	半期	1	いずれかの科目を2単位以上選択必修する。	
			Integrated Writing 2	2		○	半期	1		
			College Writing	4		○	半期	2		
			World News	2	○		半期	2		
		異文化理解	異文化間コミュニケーション	2		○	半期	2	いずれかの科目を選択必修する。	
			異文化間リサーチ演習	4		○	半期	1・2		
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法	2	○		半期	2	

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

科目	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目	単位	必修	選択	開講形式	配当年次	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	2	○		半期	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	○		半期	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営論	2	○		半期	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	1	○		半期	1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎	1	○		半期	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程総論	1	○		半期	2	
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践	1	○		半期	1	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	○		半期	2	
	特別活動の指導法	特別活動論	1	○		半期	1	
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論	1	○		半期	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用の理論と実践	1	○		半期	1	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	○		半期	2	
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の基礎	2	○		半期	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	2	○		半期	2	
教育実践に関する科目	教育実習	事前事後指導	1	○		半期	2	
		教育実習	4	○		半期	2	
	教職実践演習	教職実践演習(中)	2	○		半期	2	

(注) 1. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は、一部の科目を除いて卒業要件外科目とする。なお、卒業要件とする科目は別に定める。

2. 「教育実習」「教職実践演習」に係る資格要件は第5条に定める。

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

		本学授業科目	単位	必修	選択	開講形式	配当年次	備考	
免許法施行規則第66条の6に規定する科目	日本国憲法	日本国憲法	2	○		半期	2		
	体育	身体活動1	0.5	○		半期	1		
		身体活動2	0.5	○		半期	2		
		身体への気づき 保健体育	1	○		半期	1		
	外国語コミュニケーション	Integrated Discussion 1	2	○		半期	1		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	AI・データサイエンスの基礎	2		○	半期	1	いずれか2単位履修していること
		情報機器の操作	デジタルネットワーク基礎	1		○	半期	1	
			遠隔学習のためのパソコン活用	2		○	半期	1	

第5条 「教育実習」および「教職実践演習」の履修には、原則としてG.P.A.が3.0以上であることを要件とする。また、教育実習を履修する者は、所定の教育実習ガイダンスに出席しなければならない。

2 「教職実践演習」の履修は、原則として教育実習を終了していることを要件とする。

第6条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第7条 免許状を取得するためには、同和教育に係る講座を含めて、本学の「人権教育講座」に2年間にわたって完全出席し、2単位を修得しなければならない。

2 なお、1年次または2年次のいずれかの年次においてやむを得ない理由により「人権教育講座」を受講出来なかった場合は、いずれかの年次において完全出席し、1単位を修得しなければならない。

第8条 この規則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学院運営会議の決定による。

附 則

1 この規則は、1969年4月1日から施行する。

2 この規則は、1970年4月1日から施行する。

- 3 この規則は、1971年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、1972年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、1974年4月1日から施行する。
- 6 この規則は、1975年4月1日から施行する。
- 7 この規則は、1980年4月1日から施行する。
- 8 この規則は、1984年4月1日から施行する。
- 9 この規則は、1985年4月1日から施行する。
- 10 この規則は、1988年4月1日から施行する。
- 11 この規則は、1989年4月1日から施行する。
- 12 この規則は、1990年4月1日から施行する。
- 13 この規則は、1993年4月1日から施行する。
- 14 この規則は、1996年4月1日から施行する。
- 15 この規則は、1999年4月1日から施行する。
- 16 この規則は、2000年4月1日から施行する。
- 17 この規則は、2001年4月1日から施行する。
- 18 この規則は、2004年4月1日から施行する。
- 19 この規則は、2005年4月1日から施行する。
- 20 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 21 この規則は、2010年4月1日から施行する。
- 22 この規則は、2011年4月1日から施行する。
- 23 この規則は、2013年4月1日から施行する。
- 24 この規則は、2017年4月1日から施行する。
- 25 この規則は、2018年4月1日から施行する。
- 26 この規則は、2019年4月1日から施行する。
- 27 この規則は、2022年4月1日から施行する。
- 28 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 29 この規則は、2024年4月1日から施行する。